

金ケ崎町農業委員会議事録

令和2年8月20日午後1時30分から令和2年第9回金ケ崎町農業委員会を、金ケ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第3番委員	宮舘晃	第13番委員	及川宏和
第4番委員	田口敏	第14番委員	小嶋教三
第5番委員	高橋重貴	第15番委員	山路和弘
第6番委員	名和和弘	第16番委員	高橋新一
第7番委員	高橋正則	第17番委員	佐藤浩幸
第8番委員	松本隆	第18番委員	及川和芳
第9番委員	菊地重治	第19番委員	高橋旦志
第10番委員	有住寿哉	第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	鈴木敏郎
事務局長補佐	阿部勝利
係長	及川靖
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地法適用外証明願の審査について
議案第4号	贈与税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査について
議案第5号	令和2年度金ケ崎町農地パトロールの実施について
議案第6号	令和2年度岩手県農業委員会大会における提案事項について
議案第7号	金ケ崎町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	及川靖
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和2年第9回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、20名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には1番岩野悦子委員、2番高橋義隆委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。

【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、報告第1号を終わります。

議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、報告第2号を終わります。

議 務 局 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

議 第 9 番 委 員 長 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

事 務 局 9 番菊地です。番号 2 番及び 3 番、4 番の案件について、贈与と
なっていますが、譲渡人と譲受人は親族ということでしょうか。

議 長 番号 2 番及び 4 番の案件については、親族ではありませんが、隣接
地を贈与により取得するものであります。番号 3 番の案件について
は、親族への贈与です。

議 長 ほか、質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議 長 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議につい
て、許可に賛成する賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しまし
た。

議 長 日程第 7、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請
に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めま
す。

事 務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

第 1 9 番 委 員 長 番号 1 番及び 2 番の案件について、19 番高橋且志委員より報告願いま
す。

議 長 19 番 高橋です。番号 1 番及び 2 番の案件について、現地調査の報
告をいたします。8 月 18 日午後に、北部地区の及川和芳委員、岩野悦
子委員、小坂倫充委員、事務局の及川係長と現地調査に行って来まし
た。

議 長 譲受人である ████████ さんが、現在三世代で暮らしている住居が手
狭なため、実家近くに住宅の新築及び進入路を整備するため、祖父の
██████ さんと親戚の ██████ さんから、農地を贈与によって取得し、
転用しようとするものです。

議 長 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は農業
振興地域の農用地区域外であることを確認しております。

議 長 一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、金融機
関からの借入により行うことを確認しております。申請地の周辺は、
東側が農地と隣接しておりますが、造成地を転圧し、砂利敷き施工を
行い、雨水や土砂の流出を防ぐ計画となっていることから、隣接農地
への影響は発生しないものと考えられます。

議 長 以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可
相当であると判断致しました。以上で現地調査の報告を終わります。

議 長 ご苦労様でした。

議 長 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議 長 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意

見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

———全員挙手———

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第8、議案第3号 農地法適用外証明願の審査についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 事務局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号1番及び番号2番の案件について、12番小野まり子委員より報告願います。

第12番委員

12番 小野です。8月18日午前に、永岡地区の小嶋教三委員、高橋新一委員、松本隆委員、事務局の及川係長と現地確認に行つて来ました。

申請地は■■■■さん所有の畑と、■■■■さん所有の田ですが、現況は■■■■さんの居宅等の敷地となっているものです。

今回の申請に至つた経緯ですが、■■■■さんが昭和43年頃に居宅を建築した当時から居宅の敷地等として使用し、現在まで宅地と思ひ込み使用していたとのことです。

今回、国土調査の立会いがあり、登記地目が宅地ではなく、畑及び田であることが判明し、農地法適用外証明願が提出されました。

現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり居宅、作業場、車庫、物置、庭、宅道として利用されており、農地に復元することは困難であると認められます。なお、申請人からは今回の申請に至つた経緯と、今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。以上のことから、農地法の適用を受けないことの証明は相当であると判断しました。

以上で現地報告を終わります。

議 長 番号3番の案件について、5番高橋重貴委員より報告願います。

第5番委員 5番 高橋です。8月18日午後、街地区の田口敏委員、三ヶ尻地区の有住寿哉委員、及川宏和委員、事務局の及川係長と現地確認に行つて来ました。

申請地は■■■■さん所有の畑ですが、現況は従兄弟である■■■■さんの自宅の庭となっているものです。

今回の申請に至つた経緯ですが、従兄弟の■■■■さんが昭和44年に居宅の建て替えを行い、その当時から宅地と一体的に庭として使用していたということでした。

今回、■■■■さんが自己所有地の合筆登記を行うため調査していたところ、■■■■さん所有の畑を庭として使用していることが判明し、農地法適用外証明願が提出されました。

現地を確認したところ、申請のとおり長年にわたり庭として利用されており、農地に復元することは困難であると認められます。なお、申請人からは今回の申請に至つた経緯と、今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。以上のことから、農地法の適用を受けないことの証明は相当であると判断しました。

以上で現地報告を終わります。

議 長 ご苦労様でした。
これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第3号 農地法適用外証明願の審査について、賛成する委員の
挙手を求めます。
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案は証明することに決定しまし
た。

議 長 日程第9、議案第4号 贈与税の納税猶予に関する引き続き農業を
行っている等の証明願の審査についてを議題とします。事務局説明を
求めます。

事務 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませ
んか。
——なしの声あり——

議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第4号 贈与税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている
等の証明願の審査について、証明することに賛成する委員の挙手を求
めます。
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案は証明することに決定しまし
た。

議 長 日程第10、議案第5号 令和2年度金ケ崎町農地パトロールの実施
についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませ
んか。
——なしの声あり——

議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第5号 令和2年度金ケ崎町農地パトロールの実施について、
原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 日程第11、議案第6号 令和2年度岩手県農業委員会大会における
要望事項についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませ
んか。

- 議 長 ——なしの声あり——
 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第6号 令和2年度岩手県農業委員会大会における提案事項について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ——全員挙手——
 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第12、議案第7号 金ケ崎町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。
- 事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第7号 金ケ崎町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ——全員挙手——
 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。令和2年第9回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労様でした。

時間 14時10分